

第2回 新潟市二本木地区コミュニティセンター及び新潟市横越体育センター 指定管理者申請者評価会議 議事録

1. 日 時 令和元年9月24日（火） 午後1時25分から
2. 会 場 新潟市江南区役所 203会議室
3. 出席者
 - 委 員 大沢 美子 委員（市立横越中学校地域教育コーディネーター）
小林 淑人 委員（江南区社会福祉協議会事務局長）
佐藤 正明 委員（横越コミュニティ協議会長）
 - 申請者 二本木地区コミュニティセンター管理運営委員会会長、同会計役員
事務局 江南区地域総務課長、同課地域担当係長、同課主査
4. 傍聴者 なし
5. 内 容

- | | |
|-----------------------|-------|
| 1 開 会 | |
| 2 江南区役所地域総務課長あいさつ | |
| 3 議 事 | |
| (1) 現指定期間の指定管理者評価について | 【公 開】 |
| (2) 指定管理者申請者の評価について | |
| ① 評価会議の流れと評価方法 | 【公 開】 |
| ② 指定申請書等の説明 | 【公 開】 |
| ③ 申請者プレゼンテーション・ヒアリング | 【公 開】 |
| ④ 申請者評価 | 【非公開】 |
| ⑤ 意見交換 | 【非公開】 |
| 4 指定管理者候補者の確認 | |
| 5 閉 会 | |

議事

- | |
|---------------------|
| (2) 指定管理者申請者の評価について |
| ② 指定申請書等の説明 |

（申請者：二本木地区コミュニティセンター管理運営委員会会長）

日頃はコミュニティセンター及び体育センターの管理運営に際し、ご協力くださいましてお礼申し上げます。これら施設につきましては、平成21年度から指定管理制度が導入され、新潟市開発公社さんが指定管理者となっていましたが、平成26年度からの指定管理者の交替を機に我々、管理運営委員会が指定管理者として指定されまして、今年度で2期目が終了するところであります。

これまで、両施設を地域コミュニティ活動の拠点施設として管理運営し、住みよい地域社会づくりの推進に寄与できたと思っております。また、今後とも、施設使用者に気持ち良く使っていただけるよう管理運営してまいりたいと思っております。

最後に、来年度からの3期目の指定管理者として、地域住民の連帯感を発展させる施設、地域コミュニティ活動の中心施設として、市の指定を受け管理運営を行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(申請者：二本木地区コミュニティセンター管理運営委員会会計役員)

それでは、申請書類について私から説明させていただきます。資料は、「新潟市二本木地区コミュニティセンター 新潟市横越体育センター指定管理者指定申請書」となります。委員の皆様には、事務局から事前にお渡しさせていただいたと聞いております。

申請書ですが（1）～（6）までインデックスが貼ってあり、最後の（6）は内訳として「コミセン利用のきまり」とカラフルな付箋が貼ってある「体育センター利用のご案内」「個人情報保護要綱」「危機管理マニュアル」「緊急連絡網」と分かれています。

初めにインデックス（1）の「団体の概要」をご覧ください。

申請者名称は「二本木地区コミュニティセンター管理運営委員会」であり、コミュニティセンター内に事務所を構えております。運営趣旨としまして、二本木地区の自治会及び関係団体から選出された代表者で構成される組織であります。また、目的としまして、地域住民の連帯感を高め、住みよい地域社会づくりの推進に資するため、コミュニティ活動の中心的施設として活用できるよう指定管理者を受け、自主管理・運営を行うこととしています。

次にめくっていただきインデックス（2）「事業計画書」ですが、大きく分けて「1 施設運営の基本方針」と「2 施設の運営体制」で分けて記載しています。

「1 施設運営の基本方針」としまして3点定めております。

1点目、二本木地区コミュニティ活動の発展・振興を図る。2点目、施設の平等利用を図る。最後3点目として、この事業計画に沿って施設を適正管理し、地域との交流促進を図ることとしています。

次に「2 施設の運営体制」についてご説明をいたします。

施設の管理方法については、「新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例第12条」各号に記載されています。ここに定められている7項目が申請書のどこに事業計画として挙げられているかを説明します。

「（1）休館日又は開館時間の変更に関する業務」ですが、これは2ページの上の

方の③年間業務カタカナの「ア」のところに記載されています。

次に「（2）利用の許可に関する業務」ですが、これは1ページの真ん中のカタカナ「イ利用の受付及び利用の許可に関する業務」のところに記載されています。

次に「（3）許可の条件に関する業務」ですが、これは申請書（6）カラフルな付箋が付いていて、A3で折り込んである「コミセン利用のきまり」に細かく記載しています。

「（4）第9条の規定による退去等の命令に関する業務」ですが、これは事業計画書の2ページ真ん中の少し上、カタカナの「イ」のところに記載されています。

「（5）コミュニティセンター等の施設及び設備の維持管理に関する業務」ですが、事業計画書の1ページ ①日常業務の中のカタカナの「ア」のところに記載されています。

「（6）第1条に規定する目的を達成するための事業の企画及び実施に関する業務」ですが、こちらは団体が企画する自主事業のことになりますので、2ページの（2）自主事業計画のところに記載されています。

最後に「（7）前各号に掲げるもののほか、コミュニティセンター等の管理上市長が必要と認める業務」ですが、同じページ 2ページの上の「③年間業務」の「ウ」で触れられております。

以上のように、7項目すべてがこの事業計画書に盛り込まれております。

なお、体育センター部分につきましても、「新潟市体育施設条例23条」の内容が、申請書（6）の「体育センター利用のご案内」の中に記載されております。

なお自主事業計画については、施設の設置目的である地域住民の連帯感を高める事業としまして、「二本木地区防災避難訓練」など4事業を計画しています。

サービス向上に向けた取組ですが、「利用者の声に積極的に耳を傾け、利用者ニーズの把握に努める」こと。「職員研修を行い、接遇マナー向上などスキルアップを目指す」こと。「市主催事業のチラシ・ポスターを掲示し、市政情報の提供に努めること」などを計画をしています。

次に要望や苦情への対応になります。内容は記載の通りとなりますが、館内に利用者アンケート箱を常設し、要望・苦情の把握に努める。寄せられた内容については原則即日対応し、江南区地域総務課に報告する。その対応結果は業務従事者で情報共有し運営に活かします。

稼働率アップへの取組で、利用者の拡大を図るため、自主事業を実施し、自治会報を活用したPR活動に積極的に取り組みます。

次に予算の範囲内での適正な執行です。まずは「収支計画書」ですが、資料は「インデックス（3）収支計画書」になります。こちらでは来年度の収支の予算が挙げら

れています。収入につきましては、新潟市からの指定管理料とコミュニティセンター利用者からの利用料金、そして事業収入の3本柱となっております。そのうちコミセンの利用料金につきましては、条例で定める範囲内で設定し指定管理者の収入にできるものです。

事業収入は、清涼飲料水自動販売機の販売数に応じた手数料とコピー機使用に係るコピー枚数にかかる料金収入となります。

支出につきましては、人件費、光熱水費、外部委託料のうち、人件費の役員手当を除いた部分は、新潟市からの指定管理料で賄われています。

人件費のうちの役員手当と事務費の一部、事業費は、利用料金と事業収入で賄われています。なお、過去2年間の決算については、地域総務課から本日配布の収支状況報告書の通りです。

次に経費削減ですが、管理運営が公費で賄われていることを十分に認識し、必要のない箇所の電灯は消灯する、裏紙の再利用などにより、管理経費の節減に努めます。

続きまして従事者の雇用・労働条件に移ります。「事業計画書」3ページ下の方の「（8）組織・人員体制及び雇用・労働条件」になります。

雇用・勤務時間において、管理運営委員会が管理人4名及び清掃員2名を雇用します。管理人は、常時1名勤務、1日当たり早番・遅番の2交替制、1人につき連続2日早番・2日遅番の勤務となります。

めくって4ページご覧いただき、清掃員は、常時1名勤務の交替制、1人3日勤務・1日休館日・3日勤務となります。賃金は現在時給810円で、その他の労働条件についても各種法律と照らし合わせて適切に設定されております。なお最低賃金の改定があった場合は、その都度見直しをしていきます。

地域貢献活動については「事業計画書」4ページ「（10）地域貢献活動」になります。申請者の運営趣旨である“住みよい地域社会づくりの推進に資するため、またコミュニティ活動の中心的施設として活用してもらうため”、地域の団体又はPTA事業に対し、施設の優先利用や必要備品の貸し出しなどで地域協力します。

安全確保・災害時の対応は「事業計画書」3ページ（7）に記載があります。申請書の後ろの方に付箋が貼っていますが、災害などが発生した場合に備え、「危機管理マニュアル」を定めています。また、施設が市の避難所に指定されていることから、災害時には市と協力して避難住民への対応に協力いたします。

次に個人情報保護の取組・関係法令の遵守です。個人情報保護マニュアルですが、これも申請書の後ろの方の付箋が貼ってある「二本木地区コミュニティセンター管理運営委員会個人情報保護要綱」のことになります。こちらを用いて管理人向けに研修も実施することとしております。また、現在の状況として、日頃から個人情報の取扱いには十分注意を払っており、適切に管理しています。

最後に、男女共同参画の取組についてになります。

資料は、「（5）役員名簿」になりまして、女性登用の観点から、現在、二本木婦人会の会長さん1名を役員として任命しております。また指定管理者の方で雇用している清掃員さんも女性でありまして、指定管理者として積極的に男女共同参画に取り組んでおります。

指定申請書の説明は、以上となります。

議事

- (2) 指定管理者申請者の評価について
- ③ 申請者プレゼンテーション・ヒアリング

(事務局)

次に、「③ 申請者へのヒアリング」となります。

先程の申請者と事務局からの申請書類の説明をもとに、申請者にご質問等ございましたらお願ひいたします。

(委員)

指定管理料が750万円で委託されているのですが、支出を見ますと大体支払う項目が決まっているわけでありますけれども、使い勝手はいかがですか。例えば、小さな修理をするとか、事務所においてもお茶とか、場合によってはコーヒーだと、わずかな金額ですがコミュニティセンター、体育センターはいかがでございますか。

(二本木地区コミュニティセンター管理運営委員会)

私どもの施設では、管理人がそれぞれお茶とか全部持って行くのです。私も持つて来て、それで余った場合はまとめて置いておくのです。それで、掃除をやっている方や管理人に自由に使ってくださいという形にしております。

(委員)

清掃員を雇用しているということですが、直接雇用ですか。

(二本木コミュニティセンター管理運営委員会)

そうです。私どもの管理運営委員会で採用して面接しまして、平成26年度管理運営委員会で引き受けてから採用しております。

(委員)

体育館はどんな苦情がありますか。

(二本木コミュニティセンター管理運営委員会)

今のところは、そんな目立った苦情はないですけれども、今年の夏はすごく暑かつたですよね。それで、施設によってはミネラルウォーター、足踏みして冷水が出てくる冷水機の設置もあったらいいですという要望がありました。ただ、その管理もすごく難しいのです。水質管理ですから、我々素人では大腸菌とかいろいろなものが出てしまうと困ってしまうので、自販機を利用するか施設のコミュニティセンターや学習室、ミーティングルームは冷房が効きますので、どうしても暑かったら30分でもそれを使って体を冷やしてくださいという形でお客様にはお願いしています。

あとは、やはりコミュニティセンターは高齢者が多いので、そのためにも前回も避難所の運営訓練でトイレの洋式化の要望がありました。これに応え女子のトイレも洋式に2台変えました。男子も2台変えたのです。洋式ができる本当に助かりますと感謝もされています。

また体育館そのものに空調がないものですから、下の窓が10個ばかりあるのですけれども、網戸に切り替えて開けて、中2階も去年と一昨年と網戸を全部張り替えて取り替えたのです。1段目の窓を開けていいですと。2段目と3段目は我々では掃除ができないので、開放厳禁というふうな形で風を通れるような形でやっています。ほかの体育館が中2階に扇風機をつけて空気を循環させているようです。今後の対策として、中2階にそういうものも次年度は考えようかと思っています。ただ、バトミントンなど競技によっては扇風機がだめなものもあるのです。経費との絡みはあるのですけれども、それを設置してより使いやすい施設にしようかと思っています。

(委員)

先ほど言われた空気を循環させるとかそういうものは受託者のほうでなくて、これは役所側の責任でもって計画を立ててやるべきことであると思うのですが。

(二本木コミュニティセンター管理運営委員会)

確かにそうなのですけれども、我々も施設を預かる身として、実際、使っているお客さんに我々の判断で10万円を超えない金額で自分たちで直せるところないかを常に考えています。10万円を超えると市にお願いしてさせてもらっているのです。

(委員)

意見はないのですけれども、資料を見させていただいて、前回、実際に施設に行ってみて、とても努力をされていて、トイレの改修をされたり、利用者の希望で卓球台をつけたりとか、いろいろすごく努力をされているのを感じます。思ったのは、前回の1回目にもお話ししたのですけれども、緊急管理マニュアルの中のロッカーの管理用の備品から色々な物に対してこれだけ細かく対応マニュアルができているということが分かりました。

(二本木コミュニティセンター管理運営委員会)

これは、市役所の前々任の担当の方が紹介されまして、我々独自で作成しましてやったのです。自治会の自主防災も我々の手で規約を全部、平成25年度から自主防災はやっているような感じです。まずは自分たちで作ってどうかということもやはり確かめないと、手探りでやってきたものですから。それで、周りの人にどういう影響を与えるを考えながらやっています。

(委員)

そこまでしっかり出来ていても、また管理の方や役員の方とかがいたりしても、当然のように引き継いでいかれるのかと思い、また資料が生きているということがいいと思いました。意見とかではないですが感想です。あとは資料を見ても年々利用者も増えているらっしゃるようなので、やはり利用者の意見を聞き、それに対する対応はできているから利用者も満足ではないかと感じました。これからも利用者に寄り添つて頑張っていただきたいと思います。

(二本木コミュニティセンター管理運営委員会)

ありがとうございます。

(事務局)

他にございませんでしょうか。

(委員)

今、利用者の方のお話があったのですけれども、これは過去3か年見ても毎年1,000人以上増えているらっしゃるということですけれども、何か秘訣といいましょうか。要因はどういうにあると思いますか。

(二本木コミュニティセンター管理運営委員会)

秘訣はないのですけれども、来る団体に必ず声がけをするのです。それで、帰りもご苦労さまでした。またお願いしますよと。そこで、こういう施設もあるのですよと。今年の春先に卓球台を2台ばかり買って卓球もできますと、まずは口伝いでやろうと。そして、今度今月ソフトテニスの支柱が21日に入ってくるのです。10月から江南区内の中学校とか新津の中学校のソフトテニス部が使うようになっているのです。今まで竹筒でやっていましたから恥ずかしいので、金額は張るのですけれども支柱とネットを買って自由に使ってもらう。一部前後のネットをメッシュの細かいものに張り替えることを、それは我々の管理内の金額でやれますのでそれはやって、ボールが変なところに飛んでも壁に当たらないようにする工夫をしようかと思っています。去年から、テニスの支柱がほしいのですとお客様から言われていたのです。だから、その分でまた冬場にお客が増えるかという気持ちでいます。

(委員)

素晴らしいですね。あと、2ページの自主事業計画ということで地域貢献とも関係すると思うのですが、4つ7月から12月ということであるということで、こちらも素晴らしいと思っているのですけれども、これは活性化と地域住民の連帯感を高めるということで、とりあえずメンタルを高めるということだと思うのですけれども、とりわけ効果が大きいと感じられているのはこの4つの内のどれかというのはあるのですか。

(二本木コミュニティセンター管理運営委員会)

今年は出来ないですけれども、年末年始のお年寄りとお子さんのふれあいです。過去、平成26年と平成27年、平成28年は、12月23日にクリスマスケーキを作りましょうというイベントをやったのです。そのときは、大体七、八十人くらい集まりまして、実際にお子さんたちにケーキを作ってもらったり、あとは歌謡ショーをやったりとかそういう形のものをやったのです。それで、また事業計画の中に次年度もそういう事業を入れたのです。次年度は必ずやろうとそういう形で今、やっています。そうすると地域貢献といいますか、年寄りと子どものふれあいができますので、そういう計画を今は練っています。

(委員)

この施設は大きな水回りの設備としてシャワーとかあると思いますが。

(二本木コミュニティセンター管理運営委員会)

私どもの施設はシャワーがないのです。

(委員)

ないですか。それは失礼しました。

(二本木コミュニティセンター管理運営委員会)

指定管理を引き受ける当初、今の更衣室に男女ともお風呂を作つてシャワー室を作ろうという形で計画したのですけれども、水質管理が我々素人だとできない、専門家入れないとだめですと言われたのです。本当は、夏はシャワーを浴びると一番いいのですけれども。

(事務局)

では、申請者のヒアリングにつきましては以上になります。申請者はありがとうございました。ご退室をお願いいたします。

(二本木コミュニティセンター管理運営委員会)

どうもありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

〔申請者が退室〕

議事

(2) 指定管理者申請者の評価について

④ 申請者評価

非公開

議事

(2) 指定管理者申請者の評価について

⑤ 意見交換

非公開

〔指定管理者候補者の確認〕

(事務局)

最後に、これまでの評価結果及び意見交換を踏まえ、評価会議としまして「二本木地区コミュニティセンター管理運営委員会」は、新潟市二本木地区コミュニティセンター及び新潟市横越体育センター指定管理者候補者として評価してよろしいでしょうか？

(一斉に「異議なし。」と承認)

ありがとうございました。

第1回会議と本日の会議でのご意見を参考に、江南区役所地域総務課において候補者として選定のうえ、12月議会に議案を上程し、議決を経て指定管理者として指定し、来年4月に協定書を締結して管理運営の開始となります。

以上をもちまして評価会議を終了いたします。

恐れ入りますが、会議用に配布させていただいた会議資料は個人情報の記載がありますので、事務局が回収させていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日は、お忙しいところご出席くださいましてありがとうございました。